十三　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利　第九号の五様式
十四　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　第九号の六様式
［十五・十六　略］
［２・３　略］
（特定期間）
第二十三条　法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。
一　内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等、内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利を除く。）を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利を除く。）に係る権利を表示するもの　当該特定有価証券の発行者の事業年度
二　［略］
（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）
第二十四条　法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。
［一～四　略］
［２～４　略］
（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）
第二十五条　［略］
［２・３　略］
４　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。
一　内国特定有価証券　次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数
［イ～リ　略］
ヌ　内国有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。）及び特定内国電子記録移転権利（令第二条の十三第十号に掲げる権利に該当するものに限る。）　申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

十三　内国有価証券投資事業権利等　第九号の五様式
十四　外国有価証券投資事業権利等　第九号の六様式
［十五・十六　同上］
［２・３　同上］
（特定期間）
第二十三条　［同上］
一　内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等、内国有価証券投資事業権利等及び外国有価証券投資事業権利等並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等及び外国有価証券投資事業権利等を除く。）を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等及び外国有価証券投資事業権利等を除く。）に係る権利を表示するもの　当該特定有価証券の発行者の事業年度
二　［同上］
（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）
第二十四条　法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十四条の二第一項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。
［一～四　同上］
［２～４　同上］
（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）
第二十五条　［同上］
［２・３　同上］
４　［同上］
一　［同上］
［イ～リ　同上］
ヌ　内国有価証券投資事業権利等（法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。）　申請時又は基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数